

平成 30 年  
10 月 1 日  
施行

宅地開発等にもない生じる雨水の河川への流出増を抑制し、下流河川に対する洪水負担を軽減することを目的に、一定規模の開発等に対して防災調整池等の設置が義務付けられます。近年、防災調整池等が設置されていない小規模な開発が増加したことを受け、対象面積を引き下げることになりました。

### 防災調整池等の設置対象面積

**現状** 0.3 ha 以上の開発に対して ▶ 平成 30 年 10 月 1 日 **0.1 ha** 以上の開発に対して

## 防災調整池等の設置が必要な特定開発行為

大和川流域において、次のいずれかに該当する行為をする場合には、知事が定める基準に基づき、防災調整池その他知事が必要と認める施設（防災調整池等）を設置しなければなりません。

特定開発行為		現状	平成 30 年 10 月 1 日～
開発	都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同法第四条第十二項に規定する開発行為（奈良市域を除く）	0.3 ha以上	0.1 ha以上
宅地造成	宅地造成等規制法第八条第一項本文又は第十二条第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同法第二条第二号に規定する宅地造成に関する工事（奈良市域を除く）	0.3 ha以上	0.1 ha以上
採石	採石法第三十三条又は第三十三条の五第一項の規定により知事の認可を受けなければならない岩石の採取	0.3 ha以上	0.1 ha以上
砂利採取	砂利採取法第十六条又は第二十条第一項の規定により知事の認可を受けなければならない砂利の採取	0.3 ha以上	0.1 ha以上
林地開発	森林法第十条の二第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同項に規定する開発行為	1 ha超	1 ha超

防災調整池等の設置対象面積

## 特定開発行為にともなう義務

大和川流域において、特定開発行為をする場合には、「大和川流域における総合治水の推進に関する条例（平成 29 年奈良県条例第 13 号）」に規定されている次の事項を実施しなければなりません。



### 特定開発行為の知事への届出

条例第九条第一項

特定開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

### 防災調整池等の設置

条例第九条第二項

特定開発行為をする者は、知事が定める基準に基づき、防災調整池その他知事が必要と認める施設（防災調整池等）を設置しなければならない。

### 防災調整池等の管理者等の知事への届出

条例第十一条第一項

特定開発行為者は、第九条第二項の規定による防災調整池等の設置が完了したときは、規則で定めるところにより、当該防災調整池等の管理者その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

### 管理者の防災調整池等の機能の維持

条例第十二条第一項

防災調整池等の管理者は、知事が定める基準に基づき、当該防災調整池等の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならない。

防災調整池等の設置対象面積を引き下げます。

# 防災調整池とは？

昔は、山、田畑、森林などがスポンジのように水を吸い込んでいましたが、急激に都市化が進み地面が舗装されるなど、近年では、雨水が土にしみ込みにくくなっていきます。雨水がしみ込まないため、川に短時間で水が流れ込み、水害が起こりやすくなっています。

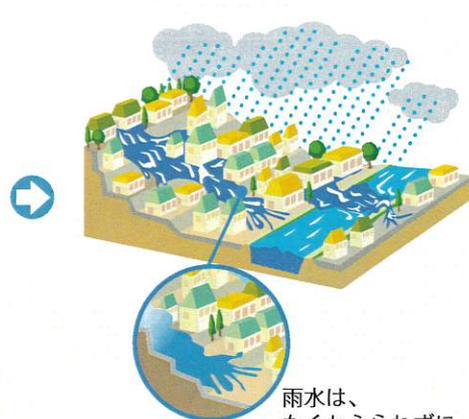
防災調整池とは、その開発に伴って低下したスポンジのような保水機能を補う施設です。

新たな水害を防ぐ方法のひとつとして、防災調整池が必要です。

なお、設置に際しては、開発によって失われた保水機能を開発前の状態と同じにすることを基本に行います。



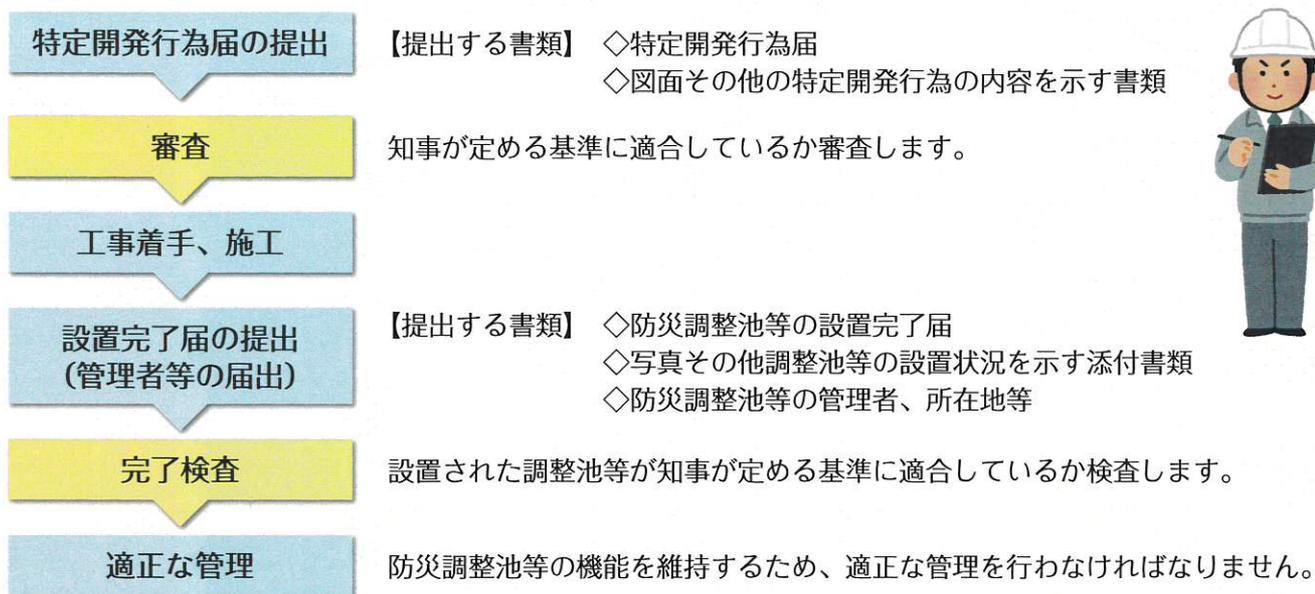
雨水を地中にたくわえる 雨水を水田にたくわえる



雨水は、たくわえられずにそのまま流れていく

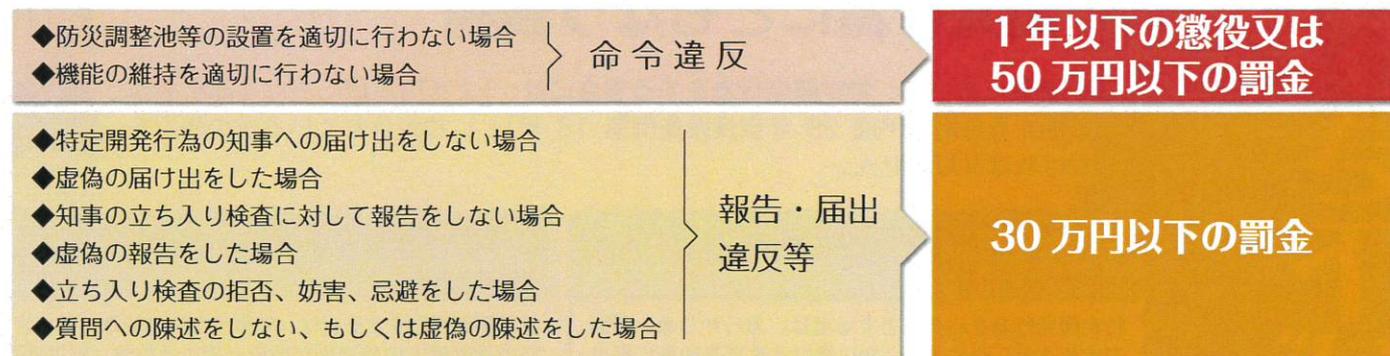
## 防災調整池等設置に必要な手続き

必要な手続きの流れは下記のとおりです。



## 義務への違反に対する罰則

特定開発行為にともなう義務への違反があった場合には、必要な措置を行うよう知事が命令します。その命令に違反した場合には、次の罰則が科されます。



上記の違反行為があった場合には、行為者のほか、行為者に関係する法人または人に対しても罰金刑を科する。(両罰規定)

## 経過措置について

平成30年9月30日以前に奈良県に申請の受付があった特定開発行為については、経過措置として現行の基準が適用されます。なお、都市計画法または宅地造成等規制法の規定により知事の許可を受けなければならないものについては、市町村への申請が受付された段階で県への申請が行われたものと見なします。

【お問合せ先】



奈良県 県土マネジメント部 河川課

TEL 0742-27-7507

ホームページ

<http://www.pref.nara.jp/48304.htm>

